

# ふるさと寄付申込書

以下をご記入いただき「小川村役場ふるさと寄付金」担当宛にFAXまたはご郵送ください。

ファックスの場合：小川村役場ふるさと寄付金担当 宛 (FAX 026-269-3578)

ご郵送の場合：〒381-3302 上水内郡小川村高府 8800-8  
小川村役場 ふるさと寄付金担当 宛

〒□□□-□□□□

○ご住所 \_\_\_\_\_

○お名前 \_\_\_\_\_ (年齢 才・代)

○ご連絡先 電話 \_\_\_\_\_  
FAX \_\_\_\_\_

私は、次のとおり小川村への寄付を申し出ます ( \_\_\_\_\_ 回目)

平成 年 月 日

○寄付金額 \_\_\_\_\_ 円

○ご希望のご入金方法  
いずれかに○印をお願いします。

<input type="checkbox"/>	振込用紙による金融機関での振り込み
<input type="checkbox"/>	現金による寄付
<input type="checkbox"/>	現金書留による郵送

○寄付金の活用を希望するメニュー  
下記のいずれかに○印をお願いします。

<input type="checkbox"/>	活力漲る地域推進事業
<input type="checkbox"/>	保健・医療・福祉が連携した地域包括医療体制推進事業
<input type="checkbox"/>	農村と都市との交流促進事業
<input type="checkbox"/>	おまかせ事業

○御礼品の受け取り——□受け取る・□受け取らない ○御禮品希望番号 \_\_\_\_\_

○広報おがわへ掲載——□希望する・□希望しない

○小川村へのメッセージ、提言等をお寄せください

小川村のイメージ： _____
小川村選んだ理由： _____
メッセージ・提言： _____ _____

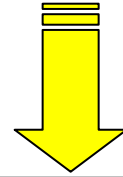
この度はご寄付のお申し出をいただきありがとうございます。

ご記入いただいた個人情報は、この寄付金に関する事務以外に使用することはありません。  
ご不明な点などございましたら、下記までお問い合わせください。

〒381-3302 上水内郡小川村高府 8800-8 小川村役場 ふるさと寄付金 担当

電話 026-269-2323 (代表) FAX 026-269-3578 E メール kizai@vill.ogawa.nagano.jp

○寄附金税額控除に係る申告特例申請書を要望□ (要望する場合は 必ず次頁注意事項をご覧ください)  
(ワンストップ特例)



ファックスまたはご郵送をいただいた後  
振込の場合は

小川村役場から寄付金の「振込用紙」を送付させていただきます。

現金による寄付または現金書留の場合は

確認のお電話をさせていただきます。

## 注意事項

申告特例申請書（ワンストップ特例）の申請ができる方は下記の方に限定されていますので、ご注意ください。

- 1：もともと確定申告をする必要のない給与所得者等であること  
※年収 2000 万円以上の所得者や、医療費控除のために確定申告が必要な場合は確定申告で寄附金控除を申請してください
- 2：2015 年 1 月 1 日～3 月 31 日の間にふるさと納税寄附をしていないこと  
※2015 年 4 月以前に寄附をした場合は、確定申告が必要になります
- 3：1 年間の寄附先が 5 自治体以下であること  
※1 つの自治体に複数寄附をしても 1 カウントとなります

### 【申告特例申請書の提出について】※上記確認のうえ申請できる方

ふるさと寄付申込書（前面の最下欄の申請書要望）にチェックをつけただけでは、控除の対象とはなりません。

チェックいただいた場合には、後日、小川村より「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」をお送りいたします。

※申告特例申請書は、お礼状・お礼品・寄付金受領証明書と同封にて送付します。

おかげさまでふるさと納税寄附件数が増えており、発送までお時間をいただく状況となっておりますので、よろしく願いいたします。

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に必要事項の記入と押印のうえ小川村役場ふるさと寄付金 担当までご返送ください。

### ◆ワンストップ特例制度とは・・・

一定の条件を満たす方が、確定申告を行わなくても税額控除が受けられる制度です。